

監査公表第8号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年8月3日

彦根市監査委員 若林 忠彦
彦根市監査委員 上杉 正敏

定期監査結果

1 監査の期日および対象

平成28年5月中に次のとおり実施した。

実地監査

監査期日	監査対象
5月17日	危機管理室 公有財産管理課 総務課
5月24日	地域経済振興課 農林水産課
5月30日	人事課 清掃センター

2 監査の方法

各所属とも、平成27年度(平成28年3月31日現在)における財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理について、対象所属から監査資料の提出を求めるとともに、関係職員の説明を聴取し、帳簿および関係書類について抽出により監査した。

3 監査の結果

今回、監査を実施したところ、事務事業はおおむね適正に処理されていると認められたが、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、適正で効率的かつ効果的な事務事業の執行にいつそう努められたい。

なお、軽易な改善事項については、その都度指摘し指導したので記述を省略した。

【危機管理室】

- (1) 切手等受払簿に収入印紙の記入漏れがあった。切手、はがき、レターパック、収入印紙などの管理は現金と同様に厳正に行われたい。また、できる限り総務課を通じた郵便発送を行い、切手の保有を必要最小限にとどめられたい。
- (2) 長期継続の委託契約書について、長期継続である旨や条件付き解除等条項の記載がないものがあった。適正な契約書を作成されたい。

【公有財産管理課】

- (1) 特別史跡 彦根城跡の一部が有償または無償で貸し付けられているが、それらの適否を検討されたい。また、本庁舎についても同様に検討されたい。
- (2) 未利用財産の売却について積極的な取組がされている。今後も未利用財産の掘り起こしを行い、いつそう積極的な売却に努められたい。
- (3) 公用マイクロバスの利用は必ずしも多くないが、増車が予定されている。費用対効果や使用目的、経費負担、民間委託、発災時における輸送等緊急時の使用などを検討のうえ、経済的、効率的な利用に努められたい。
- (4) 未収金対策について、地方自治法、同法施行令、彦根市債権管理条例等に基づき、さらなる収入未済額の縮減に努められたい。

【地域経済振興課】

- (1) 切手の使用数および保有数が多い。できる限り総務課を通じた郵便発送を行うことにより、事務の効率化、経費の節減および切手保管に伴うリスクの軽減に努められたい。
- (2) 施設除却後の土地を行政財産として所管している。未利用財産の有効活用を図るため、行政財産の用途変更または廃止を検討されたい。
- (3) 中心市街地の活性化については、PPP の手法を取り入れるなど民間との連携を視野に検討されたい。
- (4) 企業立地については、湖東定住自立圏など広域で取り組まれたい。

【農林水産課】

- (1) 切手の受払について、切手等受払簿への未記載や未使用切手の返却時期の遅延があった。適正な管理をされたい。
- (2) 公有財産の使用料徴収について、納付請求時期の遅延や金額算定の誤りがあった。適正

な事務処理をされたい。

(3) 委託契約書や特約条項に契約解除権の規定が無い事例が散見された。適正な契約書を作成されたい。

(4) 委託業務の実績報告書に写真の添付が無いものがあつた。適正な事務処理をされたい。

【人事課】

(1) 前回定期監査において、職員の不注意による公用車の事故が後を絶たない状況であることから、事故の原因を分析し、事故を減らすための実効ある方策を講じるよう求めていたが、改善されていない。市民の模範となり交通安全を強く推進しなければならない責務を厳しく自覚し、早急に具体的かつ有効な対応策を講じられたい。

(2) 超過勤務の縮減に関する指針に基づき、各職場において様々な取組が行われているが、職員の超過勤務時間数は増加している。業務量に応じた職員配置や在課年数・通算勤務年数の長さ、超過勤務時間数との相関関係、超過勤務の発生原因を追究のうえ、超過勤務の縮減に向けた実効ある方策を検討・実施されたい。

【清掃センター】

(1) ごみ集積所用地の使用にかかる許可手続きが行われていない。彦根市公有財産事務取扱規則の規定に基づき、適正な事務処理を行われたい。